

## 最上町農業委員会第30回総会議事録

日 時 平成28年11月25日(金) 午前10時00分～  
場 所 最上町役場 3階 第1会議室  
招 集 者 最上町農業委員会 会 長 後藤 一男  
日程第1 会期の決定について  
日程第2 議事録署名委員の指名について  
日程第3 議 案

### 1. 出席委員 (15名)

1番 渡部 浩栄	2番 庄司千賀夫	3番 奥山定次郎	4番 菅 孝
5番 渡邊 紀栄	6番 渡部 義信	7番 大場 充	8番 高橋 光廣
9番 中畠 聡	10番 小林 吉雄	11番 今田 源光	12番 奥山 勝明
13番 五十嵐 一春	14番 二戸 孝一	15番 後藤 一男	

### 2. 欠席委員 (0名)

### 3. 会議に出席した職員

事務局 長 大場 晃	事務局 次長 金田 敏幸
事務局 筆 耕 大澤 真由美	事務局 筆 耕 齊藤 千枝

### 4. 会議に付議した事項

## 報告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

## 議事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第2号 最上町農用地利用集積計画について

## 【開 会】

議 長 :  ただ今より、平成 28 年度最上町農業委員会第 30 回総会を開会致します。本日は全員出席です。定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。

## 【会期の決定】

議 長 :  日程第 1、会期の決定について議題と致します。お諮りいたします。会期は本日一日限りと致します。これに異議はございませんか。  
(異議なしの声)  
  全員異議なしと認めます。よって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

## 【議事録署名委員の指名】

議 長 :  日程第 2、最上町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく事にご異議はございませんか。  
(異議なしの声)  
  ご異議なしと認めます。それでは、6 番渡部義信委員、7 番大場充委員兩名にお願い致します。  
  それでは、日程第 3 議事に入ります。

## 【議 事】

報告第 1 号

議 長 :  報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 :  報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」説明いたします。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので、受理したものである。平成 28 年 11 月 25 日提出。  
(報告第 1 号 朗読説明 1 件)

議 長 :  ただ今報告第 1 号について事務局より説明がありました。このことについて、ご意見、ご質問を受け付けます。ご質疑のある方は議席番号を言ってから挙手のうえご発言ください。ご質疑はございません

か。

(11 番委員挙手)

11 番委員 : この案件は、解約をしてその後は他の方に貸すという事はないのですか。

事務局 : 春からは、別の方と賃貸借を交わすようです。

11 番委員 : わかりました。

議長 : 他にございませんか。

(3 番委員挙手)

3 番委員 : 貸借人は、農地を借りてまで作業をするのは本意ではないようなことを言っておりましたので、今回解約となったのではないかと思います。

議長 : ただ今、3 番委員の言うように、他の圃場を借りてまで稼働力があるかということを考えたうえでの解約ということであると思います。これが実態であると思います。他にございませんか。では、報告第 1 号について賛成する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、報告第 1 号は承認されました。続きまして議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」説明いたします。農地法第 5 条に規定による許可申請書の提出があったので、同条施行規則第 6 条第 2 項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものである。平成 28 年 11 月 25 日提出。

(議案第 1 号 朗読説明 1 件)

議長 : ただ今事務局の説明が終わりました。この案件につきましては、調査員報告がございます。13 番委員調査員報告をお願いいたします。

13 番委員 : 説明でもありましたように、昨年からの続きということで、前回掘削した場所は 4 割程度埋め戻しが完了しておりました。申請どおり、

特に問題はないように思いました。以上です。

議 長 : ご苦労様でした。この件につきまして皆さんからご質問ございませんか。

(3番委員挙手)

3番委員 : ○○さんの住宅の前ですが、2、3日前にたまたま現地を見た時に、道路のほうまで掘っているようでした。ところが、掘るところの勾配がきついで、道路に面したところを掘っているので、トラロープを2本張っていましたが、子供の通学路にもなるわけですので、危険であると思いましたので業者にも、もっと、対策をしてもらいたいと思って見て来ました。

議 長 : 安全対策には、たびたび5条申請に関しては問われています。これから特に冬場に向けて細心の注意を払って工事を進めて頂きたいと機会を見て伝えてまいりたいと思います。事務局の方でも宜しく願いいたします。他にございませんか。ないようですので採決いたします。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」原案どおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第1号は原案どおり決定承認されました。続いて、議案第2号「最上町農用地利用集積計画について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第2号「最上町農用地利用集積計画について」説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく下記の農用地利用集積計画について、同法第18条第1項の規定により意見の決定をしようとするものである。平成28年11月25日提出。

(議案第2号 朗読説明 7件)

議 長 : 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入りますが1, 3, 4, 5番の案件、4件については、当事者が在席しておりますので、4件を除いた2, 6, 7番の3件について質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。ないようですので、議案第2号の2, 6, 7番について採決いたします。議案第2号「最上町農用地利用集積計画について」の2, 6, 7について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第2号2,6,7番は原案どおり決定承認されました。続きまして、1,3,4,5番について審議いたします。当事者の退席を求めます。

(当事者 退席退室)

議長 : それでは、1,3,4,5番について質問、ご意見はございませんか。  
(3番委員挙手)

3番委員 : 1番についてですが、そのほかの農地はどうしていますか。貸したほかにも農地が結構ありますが、何かしていますか。  
(事務局挙手)

事務局 : ネギを栽培しているようです。

3番委員 : わかりました。

議長 : 他にございませんか。ないようですので、議案第2号、1,3,4,5番について裁決いたします。議案第2号、1,3,4,5番について原案どおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第2号1,3,4,5番は、原案どおり決定承認されました。

(当事者 入室着席)

以上で本日の議案の審議、並びに報告事項は全て終了いたしました。よって、平成28年度第30回総会を閉会いたします。